

新奈良県廃棄物処理計画 事業進捗概要



奈良県エコキャラクター
な～らちゃん

平成27年1月

奈良県廃棄物対策課

【趣旨】

この事業進捗概要は、新奈良県廃棄物処理計画（計画期間：平成25～29年度）の計画体系に沿って、主な個別事業の進捗状況等を取りまとめたものであり、市町村及び県関係課等と情報を共有し、計画に掲げている施策・事業の推進、及び進捗管理に活用することを目的に作成したものである。

目次

	ページ
1. 廃棄物の排出抑制の促進	
(1)「ごみゼロ生活」の推進	1
(2)技術・研究開発の促進(排出抑制・減量化)	2
(3)事業者の自主的取組みの促進(排出抑制・減量化)	2
(4)ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進	2
2. 廃棄物の循環的利用の促進	
(1)各種リユース・リサイクルの促進	3～4
(2)廃棄物系バイオマスの有効利用の促進	4
(3)技術・研究開発の促進(再生利用)	4～5
3. 廃棄物の適正処理の推進	
(1)排出事業者責任の徹底	6
(2)優良処理業者の育成	6
(3)産業廃棄物処理施設周辺の環境保全	7
(4)有害廃棄物の適正処理の推進	7
(5)ごみ処理施設の安定的確保	8
4. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅	
(1)県民総監視ネットワークの推進	9
(2)悪質事案対策の強化	9～10
(3)使用済家電等の不適正処理対策の推進	11
(4)不法投棄の撲滅に向けた啓発の推進	12～13
5. 災害廃棄物処理対策の推進	
(1)災害廃棄物処理の相互支援体制の整備	14
(2)災害廃棄物処理計画の策定促進	14
6. 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進	15

1. 廃棄物の排出抑制の促進

(1) 「ごみゼロ生活」の推進

【事業例】

○ 環境にやさしい買物キャンペーン(環境政策課)

- ・奈良県環境県民フォーラムが各地域の環境団体と連携して、平成17年度から毎年、3R推進月間(10月)に県内の大型店舗等で「レジ袋削減キャンペーン」を実施。

○ 環境アドバイザーの派遣(環境政策課)

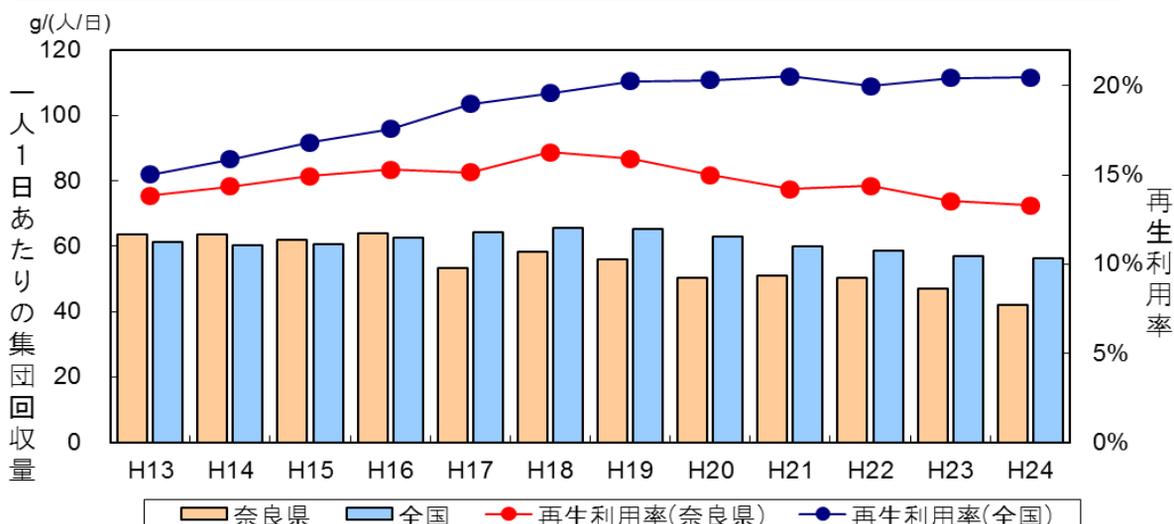
- ・環境アドバイザー(知事委嘱)を講演会や研修会に派遣。
平成25年度までの5年間の派遣回数は延60回、受講者は約2,700人。
(平成25年度 55人 平成24年度 100人)

○ 市町村の取組事例

- ・資源ごみの集団回収を自主的に行う団体への助成金交付
(平成26年度:26市町村 平成25年度:24市町村)
- ・生ごみ処理容器設置費の補助
(平成25年度:17市町村 平成24年度:23市町村)
- ・廃食用油の回収によるバイオ燃料化
(平成26年度:10市町村 平成25年度:12市町村)
- ・インカートリッジ里帰りプロジェクト(奈良市・生駒市)、エコショップ認定制度(橿原市)
レジ袋有料化(生駒市)、観光ごみ持ち帰り運動(明日香村)、イベント・広報啓発(各市町村)など

◆ 一人1日あたりの集団回収量等

(単位:g/人・日)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
奈良県	61.9	63.9	53.3	58.5	56.0	50.5	51.1	50.4	47.2	42.0
全国	60.6	62.7	64.2	65.6	65.2	62.9	60.0	58.7	56.9	56.4



(2)技術・研究開発の促進(排出抑制・減量化)

○ 公設試験研究機関による研究開発の促進

内 容	事業期間	所属
無潤滑加工を目指した切削工具用DLC膜の開発	H18～H19	産業振興 総合センター
生分解性プラスチックの耐久性及び成型加工性向上に関する研究	H19～H20	
金属材料を減量化するための薄板の超音波加振成形技術の開発	H25～H26	

(3)事業者の自主的取組みの促進(排出抑制・減量化)

○ 多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施の指導(廃棄物対策課)

- ・事業活動に伴い多量の産業廃棄物を排出する事業者に、産業廃棄物処理計画及び実施状況を県に報告することを求め、これらを公表することにより、廃棄物の排出抑制等の自主的な取組みを促進。

平成26年度報告(廃棄物処理計画書の提出386社 実施状況報告書の提出380社)

(平成25年度報告(廃棄物処理計画書の提出386社 実施状況報告書の提出370社))

※廃棄物処理法では1,000トン／年以上(特別管理産業廃棄物50トン／年以上)を排出する事業者に産業廃棄物処理計画及び実施状況の報告が義務付けられているが、奈良県は、指導要綱に基づき500トン以上、資本金4,000万円以上の建設業者、許可病床数150床以上の事業者を対象に自主的な取組みを促進。

○ 環境カウンセラーの派遣(廃棄物対策課)

- ・産業廃棄物の排出抑制等に取り組む事業者に環境カウンセラー(環境省登録)を派遣・支援。

平成25年度までに県内79事業者に派遣。この約3割の19事業者が環境マネジメントシステムを認証取得。(平成25年度 3事業者 平成24年度 5事業者)

○ 産業廃棄物有効利用情報制度の活用促進(廃棄物対策課)

- ・県ホームページにより、利用可能な産業廃棄物の提供等に関する情報を提供。

16事業者、36品目の情報提供(平成25年度 16事業者 36品目)

○ 県庁舎における環境マネジメントシステム(環境政策課)

- ・平成26年度から、ISO14001認証に替えて、県独自の環境マネジメントシステムを導入。

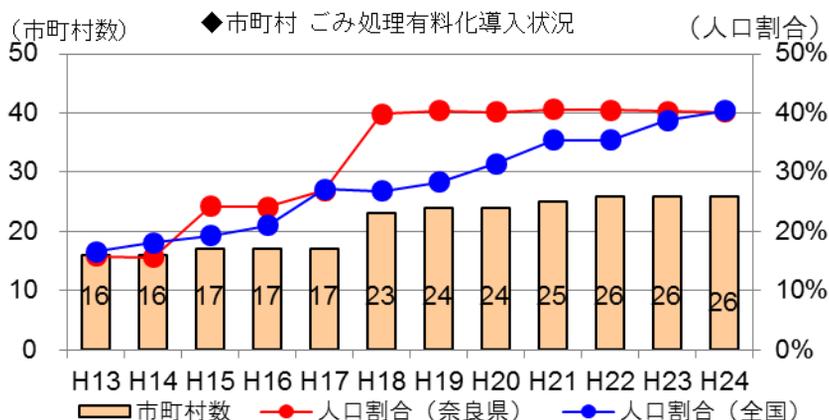
奈良県庁ストップ温暖化実行計画(第3次)による廃棄物(※)の排出量は、平成25年度で計画初年度の平成22年度と比較して16.8%減(対前年度比15.4%減)。

(平成24年度1.7%減 平成22年度と比較)

※廃棄物:知事部局、水道局、議会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局(各々の出先機関を含む)から排出される廃棄物

(4)ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進

○ ごみ処理有料化の促進



2. 廃棄物の循環的利用の促進

(1) 各種リユース・リサイクルの促進

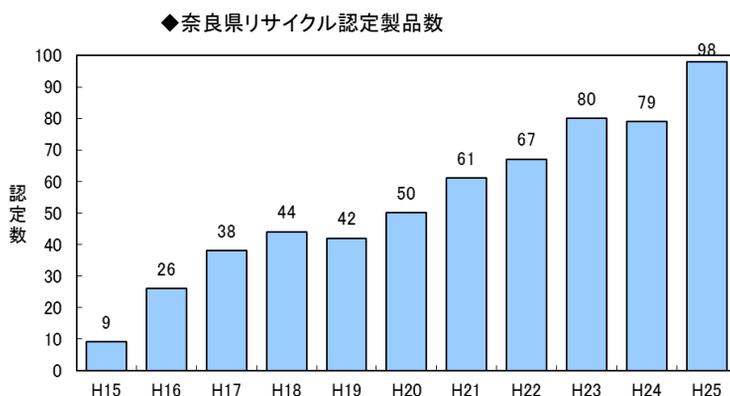
○ 県と市町村の連携・協働（奈良モデル）による廃棄物の減量化・再生利用の推進（廃棄物対策課）

・平成25年度からスタートした循環型社会推進「奈良モデル・プロジェクト」の一つとして、「廃棄物の減量化・再生利用の推進」を、市町村と連携して重点的に推進しており、平成25年5月に設置した「奈良モデル・プロジェクト会議（構成：県・市町村担当課長）」において情報共有を図りながら、他府県の先進的な取り組みを調査するとともに、県と市町村の担当者による個別ワーキングにより県内廃棄物のリユース・リサイクルの現状・課題等を整理し、それらを踏まえ、関心の高い市町村とともに、個別の事業化の企画・検討を進めるとともに、今年度は一般廃棄物処理のデータの精緻化を目的とした、「一般廃棄物処理事業等実態調査講習会」を実施。

平成27年度はこれまでの検討成果を活用し、県・市町村協働による個別具体的な事業創出を図るため、市町村職員を対象に専門研修を実施する予定。また、この研修をステップに、各市町村の事業推進を支援していく。

○ 奈良県リサイクル認定製品の普及拡大（廃棄物対策課）

・リサイクル製品の普及、リサイクル産業の育成を促進し、循環型社会の形成に寄与することを目的に、県によるリサイクル製品の認定制度を平成15年度からスタートさせ、平成25年度末で、98品目（土木資材62、木製品19、肥料5、その他12）（平成24年度 79品目）を認定。関係団体等を通じて事業者にも普及・利用促進を働きかけるとともに、PRリーフレット、ホームページ、イベント展示等により普及拡大を図っている。



リーフレット（平成26年度）

○ 使用済小型家電のリサイクル促進（廃棄物対策課）

・使用済小型家電に含まれる有用金属のリサイクルを促進することを目的とした「小型家電リサイクル法」が平成25年4月に施行。県では、全市町村参加による「奈良県使用済家電等対策連絡会」（平成24年7月設置）や「奈良モデル・プロジェクト会議」の中で環境省近畿地方環境事務所の協力を得ながら、小型家電リサイクル法の制度説明や先進事例の紹介を行うとともに、県内外の取組・実績の紹介を継続的に実施。現在は国の実証事業（回収ボックス等による使用済小型家電の回収事業）等を活用しながら県内7市3町が使用済小型家電の分別回収を行っている。今後も引き続き県・市町村の情報交換を進め、小型家電の再資源化を促進する。

○ 建設リサイクルの促進(技術管理課、連携:環境政策課・廃棄物対策課)

- ・建物解体工事の分別解体や建設工事で発生する廃棄物の再資源化、適正処理を確保するため、関係団体((一社)奈良県建設業協会、奈良県解体工事業協会)の会員事業者を対象に講習会を開催(年2回)。

(2) 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進

○ 県・市町村等の処理施設における取組事例

- ・燃えるごみの炭化処理による燃料(助燃剤)化(広陵町)
- ・ごみ焼却施設の熱回収による発電・給湯利用(橿原市、桜井市)
- ・ごみ焼却施設の熱回収による温水利用(温水プール)(大和郡山市)
- ・ごみ焼却施設の熱回収による温水利用(施設内給湯)(奈良市、大和高田市、香芝王寺環境施設組合)
- ・し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生するメタンガス利用(ボイラー燃料)(奈良市)
- ・し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生するメタンガス利用(発電・ボイラー燃料)(生駒市)
- ・下水処理過程で発生するメタンガス利用(汚泥焼却炉等の燃料)(県浄化センター)
- ・下水汚泥をセメント原材料として再資源化(第2浄化センター)

○ 畜産堆肥の生産・流通促進(畜産課)

- ・畜産環境アドバイザー(23名養成)、堆肥コーディネーター(7名養成)により、家畜排せつ物の適正管理、良質な堆肥生産技術、流通促進を指導。平成25・26年度は耕畜連携畜産たい肥利用促進調査事業を実施。 ※県内の家畜排せつ物による堆肥生産量は約96千トン/年

○ エコフィード(原料:食品残渣)の利用促進(畜産課)

- ・平成25年度の成分分析やエコフィード給与家畜の肉質分析から引き続き、飼料自給率の向上及び食品廃棄物の有効利用を図るため、平成26年度は、先進事例の調査やエコフィードの普及に向けた技術研究等(適正水分量、乾燥等による成分変化、原料の配合割合等)を実施。

(3) 技術・研究開発の促進(再生利用)

○ 排出事業者の研究開発、設備導入への支援(廃棄物対策課)

- ・県内の事業者が行う産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理の研究開発及び設備導入にかかる経費の一部を補助(平成17年度から)。このうち研究開発は、平成25年度までに県内21企業に支援した結果、7社が実用・製品化し、5社が成果を活用して研究を継続している。一方、設備導入は、県内5企業に支援しており、平成26年度の事業補助は新規企業誘致に寄与。(平成26年度 2企業 平成25年度 3企業)

【実績】

- ・廃竹材を壁材として再利用するための研究開発(平成17年度) → 製品化・販売
- ・木くずの不燃集成材化に関する技術開発(平成18年度) → 製品化・販売
- ・繊維くずの樹脂成形製品化(カーテンフック)(平成19年度) → 製品化・販売
- ・廃ポリエステル生地の製造工程の廃棄物削減(平成20年度) → 実用化
- ・廃骨材の再生利用に関する研究開発(平成20年度) → 製品化・販売

- ・複写機用トナーの再利用技術(平成21年度) → 製品化・販売
- ・柿加工廃棄物による商品開発(平成21年度) → 開発

○ 公設試験研究機関等による研究開発の促進

◆ 公設試験研究機関による研究開発例

内容	事業期間	所属
県浄水場より発生する汚泥を原材料とした水処理剤の開発	H24	保健研究センター
廃ガラスから多孔体浄化機能剤の開発	H18	薬事研究センター
吉野葛のでんぷん製造工程より廃棄される葛の根を用いた繊維の開発	H18～H19	産業振興 総合センター
こんにゃく飛粉を用いたグルコマンナン繊維の開発	H18～H19	
セルロース系バイオマスを用いたバイオリファイナリー技術の開発	H20～H22	
循環型社会形成に向けた高機能プラスチックの開発	H23～H25	
廃棄果実、古紙からエタノールやオリゴ糖を生産する技術の開発	H24～H25	
容器リサイクル再生樹脂の高度利用について	H26～H27	
廃棄セラミックスの利活用に関する研究	H17	
農産加工廃棄物を活用した県内循環型リサイクルシステムの構築支援	H18	
浄水沈泥(加圧脱水ケーキ)の水稻育苗用の利用技術に関する研究	H18～H21	
食品加工廃棄物を利用した有機質肥料の開発	H19	
樹皮のイチゴ高設栽培培地としての活用技術の開発と現地実証	H20～H21	
食品廃棄物由来の肥料を用いたリサイクル型野菜栽培技術の確立、実用化	H22～H23	
成分調整ペレット堆肥製造システムの開発と茶栽培への利用促進	H22～H23	
成分調整ペレット堆肥製造時の窒素、水分等成分リアルタイム推定技術の実用化	H24～H25	
食品加工廃棄物利用による耕作放棄地の早期再生技術の開発	H25	
食品残渣の家畜飼料化の実証展示	H24～H25	畜産技術センター
河川敷における刈草を活用した飼料自給率向上事業	H26～H27	
製材工場等から排出される樹皮からのセラミック炭の開発	H18	森林技術センター
解体木材の木質バイオマスとしての再利用技術開発	H19	
耐久性を付与したチップの製品開発	H20～H21	
竹材を主成分とするバイオマスプラスチックの開発	H22～H24	
林地残材を利用するための基礎的研究	H25	

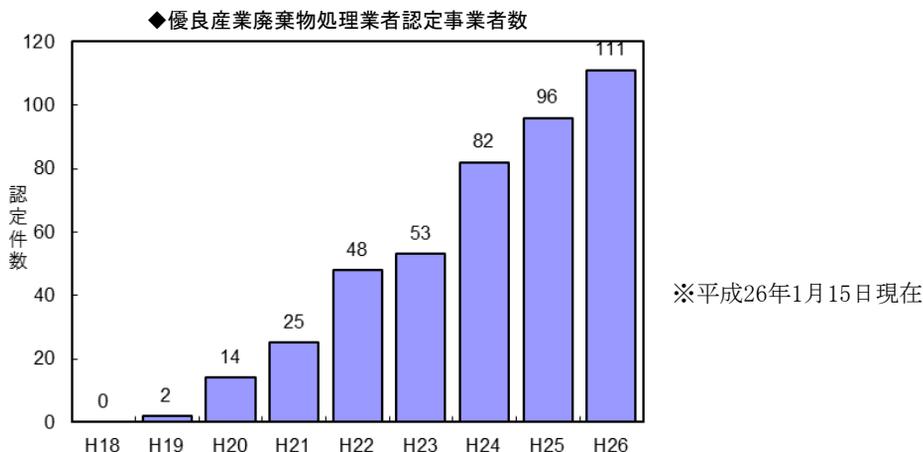
3. 廃棄物の適正処理の推進

(1) 排出事業者責任の徹底

- 建物解体工事等の分別解体、再資源化等の監視体制の強化(技術管理課、環境政策課、廃棄物対策課)
 - ・建設リサイクル法に基づく解体工事等の届出(延床面積80㎡以上)のあった全ての工事個所(約1,500件/年)について、廃棄資材の再資源化、及びアスベストやその他の廃棄物の適正処理を確保するため、監視パトロールを実施してきた。解体工事は、分別解体から廃棄資材の再資源化、廃棄物の適正処理まで一連の工程となることから、平成26年度からは、この監視体制をさらに強化するため、関係法令を所管する県土マネジメント部と景観・環境局が役割分担と連携スキームを明確にして共管による監視パトロールを実施する。
- 産業廃棄物管理責任者研修(排出事業者対象)の実施(廃棄物対策課)
 - ・県内の産業廃棄物排出事業者を対象に、廃棄物の適正処理を確保するための専門研修を実施。平成25年度の受講者は114名。(平成16年度～平成25年度の総受講者:1,251名)
(平成24年度 138名受講)
- 産業廃棄物管理責任者研修(建設業者対象)の実施(廃棄物対策課)
 - ・県内の建設業者を対象に、建設系産業廃棄物の適正処理を確保するための専門研修を実施。平成25年度の受講者は88名。(平成22年度～平成25年度の総受講者:317名)
(平成24年度 51名受講)

(2) 優良処理業者の育成

- 優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及促進(廃棄物対策課)
 - ・平成23年度から優良産業廃棄物処理業者認定制度により、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を優良業者として認定。



- 優良産業廃棄物処理業者育成研修の実施(廃棄物対策課)
 - ・県内の産業廃棄物処理業者を対象に、法制度や技術的観点から専門研修を実施。平成25年度の受講者は108名。(平成16年度～平成25年度の総受講者:1,114名)
(平成24年度 95名受講)

(3)産業廃棄物処理施設周辺の環境保全

- 市町村が実施する地域環境対策への支援(廃棄物対策課)
 - ・市町村が実施する産業廃棄物最終処分場周辺の環境調査や不法投棄防止対策等の事業に対する補助。
 - 【平成26年度 実施市町村】
 - ・最終処分場周辺環境調査(水質、臭気) 3市町 (平成25年度 3市町)
 - ・最終処分場周辺環境整備(道路補修等) 5市 (平成25年度 5市)
 - ・不法投棄防止対策(看板、監視カメラ等) 5市町村 (平成25年度 5市町村)
 - ・環境学習等地域活動支援 4市村 (平成25年度 3市村)
- 監視パトロールの実施(環境政策課、廃棄物対策課、風致景観課)
 - ・県景観・環境総合センター職員が産業廃棄物処理施設等の監視パトロールを平日・毎日実施するとともに、土日祝日・早朝夜間の監視パトロールを民間業者に委託して実施。
- 一般社団法人奈良県産業廃棄物協会による指導啓発(廃棄物対策課)
 - ・一般社団法人奈良県産業廃棄物協会が産業廃棄物処理業者に対して、法制等の周知・指導、及び施設への立入指導(約20業者/年)を実施(県補助事業)。

(4)有害廃棄物の適正処理の推進

- PCB汚染廃電気機器の計画的処理の促進(廃棄物対策課)
 - ・PCB汚染廃電気機器(トランス・コンデンサ類等)は、PCB特別措置法に基づき、平成28年7月までに処理することとされていたが、平成24年12月に、その処理期限を平成39年3月31日まで延長する政令が施行された。近畿圏内での処理は、JESCO(中間貯蔵環境安全事業(株))が大阪市内に建設した処理施設において、平成18年10月より実施されている。県に保管届のあったPCB汚染廃電気機器について、立入調査及び関係機関との調整を行い、平成25年度末までに、トランス類は約84%(89台)が、コンデンサ類は約59%(1,205台)が適正処分されている。
(平成25年度 トランス類:約84% コンデンサ類:約59%)
(平成24年度 トランス類:約52% コンデンサ類:約44%)
- 微量PCB汚染廃電気機器の適正処理の促進(廃棄物対策課)
 - ・絶縁油の再生過程や機器のメンテナンス時に微量のPCBが混入した疑いのある「微量PCB汚染廃電気機器等」は、機器の廃棄時等に分析検査を行い、PCBが0.5mg/kgを超えて検出されれば、届出のうえ適正に処分又は保管するように指導している。
平成21年度から平成23年度の3カ年で、この分析検査費用を補助(補助台数562台のうち141台がPCB廃棄物であることが判明)。平成24年度以降も、微量PCB汚染の疑いのある廃電気機器については、事業者等に分析検査(自己負担)の実施を促し、適正保管・処理を指導している。
- 建物解体工事等で排出される有害廃棄物の処理に対する監視・指導強化
 - ・専門研修の実施(対象者:県担当職員)(技術管理課、連携:環境政策課・廃棄物対策課)
 - ・建設リサイクル法及び関係法令研修
(平成26年、参加者:90名 平成25年 参加者70名)
 - ・アスベストによる健康被害に関する研修(平成25年、参加者:50名)
 - ・指導マニュアルの作成(平成25年7月)(技術管理課、連携:環境政策課・廃棄物対策課)
 - ・監視パトロールの強化
 - ・平成26年度から、監視体制をさらに強化するため、関係法令を所管する県土マネジメント部と景観・環境局が連携スキームを明確にして共管による監視パトロールを実施。

(5) ごみ処理施設の安定的確保

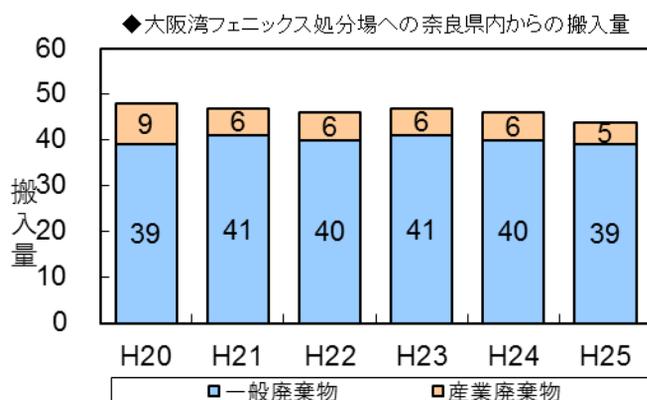
○ 最終埋立処分場

		埋立容量 (能力)	埋立済量	残存容量
一般廃棄物処理施設 (埋立処分場) ※民間除く	奈良県 (H24年度末)	175万 m ³	106万 m ³ (61%)	69万 m ³ (39%)
	全国 (H24年度末)	459百万 m ³	347百万 m ³ (76%)	112百万 m ³ (24%)
産業廃棄物処理施設 (埋立処分場)	奈良県 (H25年度末)	248万 m ³	141万 m ³ (57%)	10万 m ³ (43%)
	全国 (H23年度末)	851百万 m ³	665百万 m ³ (78%)	186百万 m ³ (22%)

※奈良県の埋立処分量 一廃(H24年度):64千トン/年、産廃(H24年度):61千トン/年

○ 大阪湾フェニックス計画の推進

- ・公的関与の広域処理事業である大阪湾フェニックス処分場は、平成23年度に基本計画を変更し、埋立期間が平成33年度から平成39年度に延長された。



大阪湾フェニックス処分場(泉大津沖埋立処分場)

○ 市町村等による処理施設の計画的整備（一般廃棄物処理施設、し尿処理施設）

		建替(新設含む)	大規模修繕
ごみ焼却施設	計画	○奈良市 ○葛城市 ○香芝・王寺環境施設組合 ○やまと広域環境衛生事務組合	○大和高田市 ○天理市 ○大和郡山市
	着工		
し尿処理施設	計画		○大和郡山市
	着工	○五條市	

平成26年12月末現在

4. 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

(1) 県民総監視ネットワークの推進

○ 地域環境保全推進員による活動促進(廃棄物対策課)

- ・廃棄物の不法投棄等を防止するための「地域の見張り番」として、平成5年度から、各市町村毎に、地域環境保全推進員を委嘱(知事委嘱)。平成25・26年度は99名。

主な活動は、廃棄物の不法投棄等に関する情報収集・報告、地域での巡回監視など。

◆地域環境保全推進員から県への通報件数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
件数	71	88	103	105	53

○ 「不法投棄見張り番」協力団体等との連携

- ・県内の民間団体及びその会員事業所等に「不法投棄見張り番」として協力を得るため、県は、平成20年度に、10団体と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定書」を締結。

※10団体：一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会、奈良県解体工事業協会、公益社団法人奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県農業協同組合、奈良県森林組合連合会、一般社団法人奈良県銀行協会、日本新聞販売協会奈良県支部

○ 不法投棄ホットラインの運営(廃棄物対策課)

- ・不法投棄や野外焼却等の県民から情報提供を得やすくするため、平成20年度から、フリーアクセスの不法投棄ホットライン(0120-999-381「こちら きゅうきゅうさんばい」)を県景観・環境総合センターに設置・運営。

◆不法投棄ホットラインの通報件数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
件数	235	219	148	113	105



奈良県警察ヘリコプター「あすか」

○ 警察との連携によるスカイパトロール、路上調査の実施(廃棄物対策課)

- ・産業廃棄物等の不適正処理や不法投棄、野焼き等を監視するため、県警ヘリコプターによる上空からのパトロールを実施(年12回)。
- ・産業廃棄物の適正処理を促進するため、収集運搬車両を対象とした路上調査を、年4回実施。うち2回は3府県の合同実施。

(2) 悪質事案対策の強化

○ 監視カメラを活用した不法投棄対策(中央卸売市場)

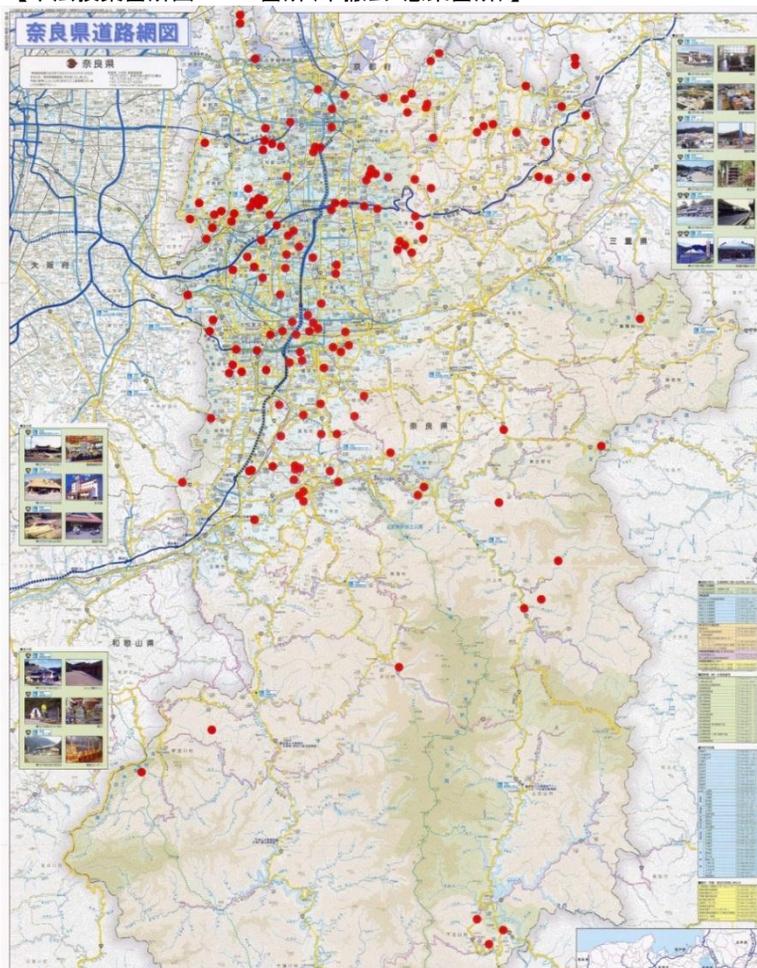
- ・監視カメラによる24時間監視を行うことにより、不法投棄されるゴミを監視する。

◆不法投棄・不法焼却の発生件数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
不法投棄	14	29	14	19	6	18	8
不法焼却	176	143	110	81	67	46	40

※県景観・環境総合センター、奈良市産業廃棄物対策課による認知件数(産業廃棄物)

【不法投棄箇所図 149箇所(未撤去・懸案箇所)】



奈良県使用済家電等対策連絡会(県・市町村)による実態調査(平成25年7月)

◆不法投棄場所の種類

	合計	不法投棄場所					
		道路沿	河川敷	林地	公園	ダム・池	その他
箇所数 (%)	149 (100%)	78 (52.4%)	32 (21.5%)	16 (10.7%)	2 (1.3%)	14 (9.4%)	7 (4.7%)

◆不法投棄場所 近隣の道路

	合計	道路の種類		
		国直轄国道・主要地方道	県管理国道・一般県道	市町村道等
箇所数 (%)	149 (100%)	8 (5.4%)	40 (26.8%)	101 (67.8%)

◆不法投棄物の種類

	不法投棄 箇所数	家庭ごみ (可燃ごみ、ペットボトル、 空き缶、空き瓶など)	粗大ごみ (家具等)	廃家電	自動車用品	その他 (バイク、自転車、 消火器など)
箇所数 (%)	149 (100%)	106 (71.1%)	73 (49.0%)	107 (71.8%)	88 (59.1%)	82 (55.0%)

(3)使用済家電等の不適正処理対策の推進

○ 奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進(廃棄物対策課)

・廃棄物の不法投棄や使用済家電等の不適正処理に対して、県と市町村が広域的に情報を共有し、対策の検討・強化を図るため、平成24年7月に県と全市町村参加による「奈良県使用済家電等対策連絡会」を設置。この連絡会で県内を4ブロック(奈良市、県東部、県西部、県南部)に区分して広域連携の観点で検討を進めることを確認し、平成24年度は、不法投棄箇所や不用品回収業者等の実態調査を実施した。

平成25年度からスタートした循環型社会推進「奈良モデル・プロジェクト」の一つとして、引き続きこの連絡会を活用して、不用品回収業者等における適正処理を確保するため、平成25年度は、立入検査マニュアルを作成・共有し、11月には、全国で初めての試みとして、国、県、市町村(10市町)の合同チームによる県内一斉の立入指導を実施した。(立入指導事業所:16箇所)

また、平成26年度も国・県・市(7市)の合同チームによる県内一斉立入指導を実施した。

(立入指導事業所:平成26年度 17箇所 平成25年度 16箇所)

◆使用済家電製品の不法投棄の発生台数(県内)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
エアコン	158	173	173	139	55	46	13	18	11	9	8
テレビ	797	917	879	729	602	479	387	487	599	750	718
冷蔵庫・冷凍庫	305	377	333	202	235	189	184	191	133	123	232
洗濯機・乾燥機	169	256	254	168	179	112	68	87	68	32	44
計	1429	1723	1639	1238	1071	826	652	783	811	914	1,002

出所) 環境省「市区町村における家電リサイクル法への取組状況について」



クリーンアップならキャンペーン(平成26年9月)

(4)不法投棄の撲滅に向けた啓発の推進

○「不法投棄ゼロ作戦」推進大会(廃棄物対策課)

- ・平成26年度開催日:平成26年11月22日(土)
- ・実施主体:「不法投棄ゼロ作戦」推進大会実行委員会(県、市町村、関係団体)
- ・開催場所:香芝市ふたかみ文化センター
- ・参加者数:約300人
- ・内 容:講演、啓発ポスター優秀作品の表彰、県リサイクル認定製品の展示等
※啓発ポスターは439名が応募(平成25年度 332名)



平成26年度 啓発ポスター

○ 環境パトロール・「環境の日」街頭キャンペーン(環境政策課、廃棄物対策課)

- ・平成26年度は、6月10日(火)に環境パトロール隊(約100名)による県内一斉パトロールを実施。
- ・同日、「環境の日」街頭キャンペーンを近鉄奈良駅周辺で実施。



環境パトロール出発式(平成26年6月)

○ 一般社団法人奈良県産業廃棄物協会による不法投棄物の一斉撤去(廃棄物対策課)

- ・毎年3月に、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会が市町村と連携して、不法投棄物の一斉撤去を実施(県補助事業)。

○ 県民参加型の環境美化活動の促進

- ・大和川一斉清掃(河川課)
 - ・平成26年度実施日:平成27年3月
 - ・実施主体:県、大和川流域23市町村
 - ・実施場所:大和川本川及び支川
 - ・内 容:毎年3月第1日曜日に、大和川流域において、地域住民・民間団体・企業・国・県・市町村等が連携して清掃活動を実施。
- ・川の清掃デー(河川課)
 - ・平成26年度実施日:平成26年7月
 - ・実施主体:県
 - ・実施場所:県内9河川
 - ・内 容:「奈良県山の日・川の日」である7月第3月曜日(海の日)に、県内の河川において、地域住民・民間団体・企業・国・県・市町村が連携して清掃活動を実施。

- ・吉野川マナーアップキャンペーン(環境政策課)
 - ・平成26年度実施日:平成26年7月
 - ・実施主体:県及び吉野川流域7市町村(五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、川上村、東吉野村)
 - ・実施場所:吉野川流域の各所
 - ・内 容:県、市町村、地域住民等が協働で河川の清掃を行い、レジャー客等にごみの持ち帰りを呼びかけた。

- ・「吉野川を守る会」河川愛護キャンペーン(景観・自然環境課)
 - ・平成26年度実施日:平成26年8月
 - ・実施主体:吉野川を守る会(吉野川流域市町村・関係機関・団体)
 - ・実施場所:吉野川流域のキャンプ場等
 - ・内 容:県と市町村が連携してキャンプ場等を巡回して、来場者に河川の美化を呼びかけた。

- ・クリーンアップならキャンペーン(環境政策課)
 - ・平成26年度実施日:平成26年9月
 - ・実施主体:県、親切・美化奈良県民運動推進協議会、「小さな親切」運動奈良県支部、なら落書き防止活動ネットワーク
 - ・実施場所:県内20箇所 (平成25年度:県内17箇所)
 - ・内 容:毎年9月を「クリーンアップならキャンペーン月間」と定め、県・市町村・地域住民等が協働して、県内各地で清掃活動を実施。

- メディア広報(廃棄物対策課)
 - ・環境月間(6月)、不法投棄撲滅強化月間(11月)、不法投棄物一斉撤去(3月)を重点広報期間とし、年間を通して不法投棄撲滅等のメディア広報(奈良テレビ、新聞)を展開。



吉野川マナーアップキャンペーン(清掃活動)

5. 災害廃棄物処理対策の推進

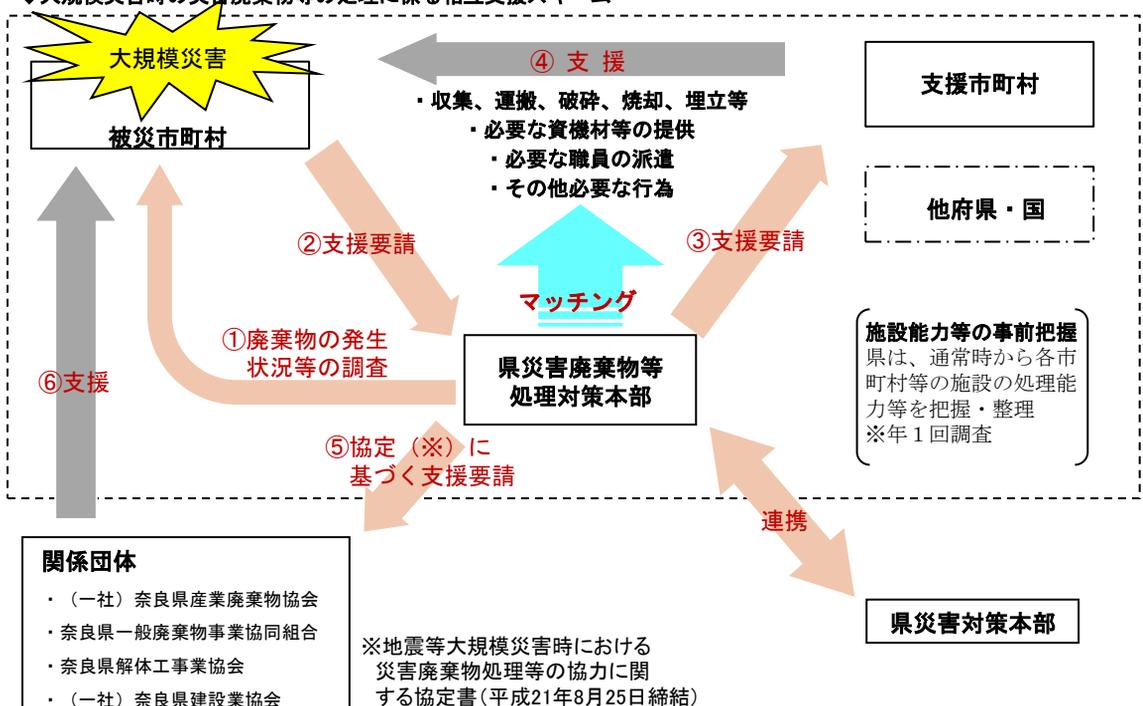
(1) 災害廃棄物処理の相互支援体制の整備 (廃棄物対策課)

- ・紀伊半島大水害を教訓に、県・市町村長サミット「奈良モデル検討会」において、災害時の廃棄物処理に係る広域的な相互支援について検討され、平成24年8月に、県と県内全市町村及び関係一部事務組合により「災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」が締結された。また、県は、平成21年8月に、関係団体(一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、奈良県解体工事業協会、一般社団法人奈良県建設業協会)と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」を締結している。
- 「災害廃棄物処理対策の推進」は、平成25年度からスタートした循環型社会推進「奈良モデル・プロジェクト」の一つとして、引き続き、市町村等と連携して取り組むこととしており、平成25年度は、県内の現有施設による相互支援能力(収集運搬、処理)を調査し、重点課題等のとりまとめを行った。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定促進 (廃棄物対策課)

- ・県・市町村長サミットの検討成果、県と市町村等による相互支援協定を踏まえ、平成25年度は、県地域防災計画の災害廃棄物処理に関する計画の見直しに着手。見直しでは、①県災害廃棄物処理計画の策定を奈良モデル(県・市町村連携)で推進すること、②災害予防として相互支援体制の整備・充実を促進すること、③応急対応として広域支援のための県と市町村の役割を明確にすることの3つの観点を重点ポイントとする。
- この計画の見直しを踏まえ、平成26年度から平成27年度の2カ年で、県災害廃棄物処理計画を策定する予定。
- ・平成26年度には、計画策定に必要な各諸元の洗い出しや、東日本大震災等の大規模災害における災害廃棄物処理の実態や課題データ整理等により、計画体系の仮縫いを行う。

◆大規模災害時の災害廃棄物等の処理に係る相互支援スキーム



6. 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

・新奈良県廃棄物処理計画において奈良モデルで重点的に取り組むとした上記の4つのプロジェクト(奈良モデル・プロジェクト)を推進するため、平成25年5月に「奈良モデル・プロジェクト会議(構成:県・市町村担当課長)」を設置した。この会議(年2回程度開催)を軸にして、推進方針や調査・検討状況を全体で共有し、具体事業の企画・計画実施を促進する。

(1)一般廃棄物処理の広域化(廃棄物対策課)

・一般廃棄物処理の広域化について、県は、関係市町村の意向を受けて、①広域化の枠組み(圏域・体制等)に向けて関係市町村が基本的な考え方を合意・共有するための場や機会の設定、②広域化によるコストシミュレーションなど長期的な見通しをたてるための基礎的な調査の実施などを支援しており、引き続き、広域化を促進するため積極的に取り組んでいく。

(2)災害廃棄物処理対策の推進(廃棄物対策課)

・災害廃棄物処理対策の推進は14ページの「5. 災害廃棄物処理対策の推進」に、記載のとおりであり、平成27年度には廃棄物処理計画を策定し、災害時の円滑な初動に役立てる。

(3)廃棄物の減量化・再生利用の推進(廃棄物対策課)

・廃棄物の減量化・再生利用の推進は3ページの「○県と市町村の連携・協働(奈良モデル)による廃棄物の減量化・再生利用の推進」に、不法投棄・使用済家電等対策の強化は11ページの「(3)使用済家電等の不適正処理対策の推進」に、それぞれ記載のとおりであり、引き続き、重点的に取り組んでいく。

(4)不法投棄・使用済家電等対策の強化(廃棄物対策課)

・不法投棄・使用済家電等対策の強化は、11ページの「(3)使用済家電等の不適正処理対策の推進」に、記載されているとおりであります。国・県・市町村の合同チームによる県内一斉立入指導を続けて適正処理を促していく。



県・市町村長サミット



やまとちから

 奈良県